

高松地裁総第163号

令和5年2月14日

山中理司様

高松地方裁判所長 黒野功



司法行政文書不開示通知書

1月24日付け（同月27日受付、高松地裁総第85号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

第三者から民事訟廷事務室に民事事件の事件番号の問い合わせがあった場合、どのような対応をすることになっているかが分かる、高松地裁作成の文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話087(851)1537